

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則改正の概要

環境生活部ヤード・残土対策課

1. 改正を行う理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）により、漁港漁場整備法の名称が、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められた（令和6年4月1日施行）。千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則第6条において、崩落等防止措置の適用除外を別表第2に掲げており、同表で漁港漁場整備法第39条第1項の規定による許可を要する行為が掲げられていることから、法律名を変更した。

2. 改正内容

新旧対照表のとおり

3. 施行期日

令和6年4月1日